

# 公立大学法人横浜市立大学ソーシャルメディア公式アカウント開設要綱

制 定 平成26年3月12日

最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）の広報を目的としたソーシャルメディアにおける大学の公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）の開設と管理・運用における必要事項について定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 ソーシャルメディアを活用した円滑な広報を行うにあたり、ソーシャルメディア公式アカウント管理者（以下「公式アカウント管理者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 公式アカウント管理者は、大学全体の公式アカウントの管理を行うものとする。

(ソーシャルメディアの種類)

第3条 本要綱で規定するソーシャルメディアの種類は次のとおりとする。

(1) Twitter

(2) Facebook

(3) You Tube

(4) 前各号のほか、公式アカウント管理者が認めたもの

(公式アカウントの定義)

第4条 公式アカウントとは、ソーシャルメディアを利用して大学からの情報発信を行うため、公式アカウント管理者が開設を許可したものを指す。

2 ソーシャルメディアを利用した大学からの情報発信は、公式アカウントを通じて行うものとする。

(公式アカウントの申請部署)

第5条 公式アカウントを開設できる単位（以下「申請部署」という。）は次のとおりとする。

(1) 公立大学法人横浜市立大学事務組織規程で定める組織単位

(2) 横浜市立大学学則及び横浜市立大学大学院学則で定める組織単位

(3) 附属病院規程及び附属市民総合医療センター規程で定める組織単位

(4) 前各号のほか、公式アカウント管理者が認めた単位

2 前項第1号及び第3号のうち、事務組織においては課に設置される担当単位での開設もできるものとする。

(公式アカウントの名称)

第6条 申請部署が公式アカウントを開設する際は、大学からの情報であることが分かるように、アカウント名に大学名と組織名称（又は事業名等内容が分かる適切なもの）をつける。

(情報発信の内容)

第7条 公式アカウントで発信できる情報の内容は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 大学の広報に関するもの
- (2) 大学の教育・研究及びその支援を目的とするもの
- (3) 前各号のほか、公式アカウント管理者が特に認めたもの  
(コミュニケーションポリシーの策定)

第8条 申請部署は、公式アカウントを開設するにあたり、コミュニケーションポリシーを策定するとともに、公式アカウントの管理・運用にあたりこれを遵守しなければならない。

(申請手続き及び許可)

第9条 申請部署は、公式アカウントの開設にあたり、公式アカウント管理者に申請するものとする。

- 2 公式アカウント管理者は、前項の規定による申請について、発信情報の内容が第7条に規定する内容に該当すると認めたときは、公式アカウントの開設を許可する。

(ソーシャルメディアポリシー)

第10条 ソーシャルメディアを利用して情報発信を行うにあたり、申請部署は別に定める「公立大学法人横浜市立大学ソーシャルメディアポリシー」(以下「ソーシャルメディアポリシー」という。)を遵守しなければならない。

- 2 公式アカウント管理者は、ソーシャルメディアポリシー、公式アカウント名及びコミュニケーションポリシーを大学Webサイトに掲載し、閲覧者にソーシャルメディアに対する大学の姿勢を周知するものとする。

(ソーシャルメディア利用規約)

第11条 申請部署は、閲覧者の適切な利用のために、別に定める「公立大学法人横浜市立大学ソーシャルメディア利用規約」(以下「ソーシャルメディア利用規約」という。)を公式アカウント内に明記しなければならない。

(管理・運用)

第12条 公式アカウントの管理・運用にあたり、申請部署の責務は次のとおりとする。

- (1) パスワードを厳重に管理すること
- (2) ログを保存し、公開内容に責任を持つこと
- (3) 利用者の発言内容に対し、ソーシャルメディア利用規約に則り、適切な対応を行うこと

- 2 前項各号のほか、申請部署は公式アカウントの管理・運用について、責任を持って行わなければならない。

(取り消し)

第13条 公式アカウント管理者は、次の各号に該当する場合、公式アカウントの取り消しをすることができる。

- (1) 第5条に規定する資格を失った場合

(2) 著しく更新や情報発信がない場合。この場合の基準は次のとおりとする。

ア Twitter 週に1回以上の発信がない場合

イ Facebook 週に1回以上の更新がない場合

ウ You Tube 年に2回以上の発信がない場合

エ 第3条第4号に基づくソーシャルメディア 開設許可をする際に定める基準

(3) ソーシャルメディアポリシーの違反又はソーシャルメディアの正常かつ健全な運用に著しく支障をきたす情報が発信された場合及び発信されるおそれがある場合

(4) 申請に際し虚偽の記載があった場合

(5) ソーシャルメディアの運用に支障があると認められた場合

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ソーシャルメディア利用に関して必要な事項は、公式アカウント管理者がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

